

稚内タツナラシ山ウィンドファーム（仮称）計画段階環境配慮書に係る知事意見

令和6年（2024年）2月1日付け
王子グリーンリソース株式会社宛て

本事業は、稚内市の約 1,910ha を事業実施想定区域として、全高最大 200m、ローター直径最大 130m に及ぶ最大 15 基の風力発電機による最大出力 64,500kW 程度の風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には、自然度の高い植生や保安林といった重要な自然環境のまどまりの場が存在しており、チュウヒやオジロワシなどの希少鳥類の生息情報がある。また、同区域には、土砂災害警戒区域が存在しているほか、同区域及びその周辺には住宅が存在している。さらに同区域周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種を検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、最新の知見の収集や地域の状況に精通した複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況や道路整備状況、法令等の規制を受ける区域、環境保全上配慮が必要な施設等を確認し事業実施想定区域を設定したとしているが、同区域には土砂災害警戒区域が含まれていることから、土砂流出の防止にも配慮し、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 事業実施想定区域及びその周辺には既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、必要な情報を入手し、累積的影響が生じるおそれのある環境影響評価項目を漏れなく選定すること。その上で、適切に調査、予測及び評価を実施し、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(4) 稚内市の「稚内市風力発電施設建設ガイドライン」を踏まえ、同市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。

(5) 今後の手続きに当たっては、相互理解の促進のため、関係市、関係機関、住民等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

- (6) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、縦覧期間終了後も事業者のウェブサイトで閲覧が可能とされ、情報公開に関する一定の配慮が行われている。今後も、印刷やダウンロードを可能にすることなども含め、さらなる利便性の向上に努めること。

2 個別的事項

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には住宅が存在しており、これらに対する騒音や風車の影による重大な環境影響が生じるおそれがある。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、風車と住宅の離隔をとることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(2) 水質

本配慮書では、工事中の水の濁りについては計画段階配慮事項として選定していないが、事業実施想定区域内には、さけ・ます増殖事業が行われ、水産資源保護法に基づく保護水面である増幌川及びその集水域が含まれており、土地改変に伴う濁水や土砂の流入などによる影響が懸念される。このため、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を踏まえ濁水等の防止措置を講じることや水質への影響を特に配慮しなければならない区域を事業実施想定区域から除外することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(3) 動物

ア 事業実施想定区域及びその周辺は、鳥類への影響を考慮すべき区域を示した「風力発電立地検討のためのセンシティブティマップ」において、チュウヒやオジロワシなどの分布情報及びハクチョウ類等の集団飛来地情報により注意喚起レベル A1 及び A3 等のメッシュに含まれており、極めて重点的な調査が必要とされているほか、海ワシ類の渡りの経路となっている可能性がある。また、同区域及びその周辺では、文献や専門家ヒアリング等により希少な鳥類や希少なコウモリ類の生息に関する情報が得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、これら希少な動物の移動経路、生息状況等に関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車配置等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 動物相については、哺乳類や鳥類だけでなく昆虫類など各分類群の専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(4) 植物及び生態系

ア 事業実施想定区域には植生自然度の高いササ群落（Ⅱ）やエゾイタヤミズナラ群落、保安林などの重要な自然環境のまとまりの場が存在していることから、風車や搬入路の設置に伴う土地改変箇所の検討に当たっては、それらの範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

特に、保安林は風力発電機設置想定範囲のほぼ全域を占めており、重大な影響が懸念されることから、当該保安林の関係機関と事前に十分協議した上で事業計画を検討すること。

イ 植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について適切な方法により予測及び評価を実施し、生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

ウ 生態系については、専門家等からの助言を得ながら、上位性注目種や典型性注目種等について、事業実施想定区域周辺の生態系を特徴づける適切な種を選定した上で調査、予測及び評価を実施し、注目種の好適な生息地又は生育地の改変を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

(5) 景観

本配慮書では、主要な眺望点については関係自治体へのヒアリングなどにより選定しているが、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所を含め、他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。